①日中平和友好条約

I日中平和友好条約

- (1) 台湾派の限界
 - 福田赳夫、日中国交正常化(慎重派)
 - →相互に対立し合う中国、ソ連との関係のバランスを維持。 ミグ 25 事件や漁業問題などで冷却化した日ソ関係の修復を優先。

(若月、2006、208頁)

- ※ミグ 25 事件(1976 年 9 月 6 日) 函館空港にソ連の最新鋭戦闘機ミグ 25 が強行着陸。乗員のビクトル・ベレンコ中尉が米国への亡命を希望。→米国へ。 機体を航空自衛隊百里基地(茨城)に移し、性能調査。(高山、46-47 頁)
- 米国の冷戦戦略の転換 (若月、2012、98 頁)
 - →米国、米中国交正常化実現の本格化+日中条約締結の支持 (米国も自国の対ソ戦略としてか)
 - →1978 年当時、ソ連の軍備増強や第三世界への進出などに対抗するため、 米中提携の機運

(2) 国交正常化交渉時の中国政治家

- 当時(1972年)、日中国交正常化の段取りについて Two Step でいくことを考えた。
 - ① 共同声明(共同宣言)による国交回復
 - ②国際慣例にもみられるような平和条約の締結=過去の歴史・戦争を清算する意味が含まれている。(李、6頁)
- 「結局、日中平和友好条約は、戦争の終結に結果する『平和条約』そのものではなく、講和条約後の将来に向かっての両国の関係を構築する方針を、条約の形に作り上げたものとなった。日中共同声明のなかには戦争の終結、賠償問題の処理、領土の確認と言った平和条約の三要素がすべて含まれているため、特殊の国際文書であると言えるが、平和条約ではなかった。」(19頁)
- 日中平和友好条約締結の提起-「誤解」
 - →1972 年 7 月 27 日、竹入義勝公明党委員長は、中国政府の要請で訪中。 中国政府は彼を日本政府の特使として迎える。しかし、日本政府から特使としての 任命を受けていない。(李、5 頁)
- 最初の段階で中国側は覇権反対条項を条約本文に絶対書き入れなければならない という認識はなかった。 日中国交正常化前の周恩来総理と竹入義勝公明党委員

長の会談(第3回)(李、40頁)

- (3) 福田政権の基本原則 (福田ほか著、2007、200 頁)
 - ① 全方位平和外交の貫徹。ソ連を意識した内容にはしない。
 - ② 反覇権条項について。第三国条項の必要性。(①の立場から)
 - ③ 条約が締結される以上、日中関係は相互に内政干渉にわたる行為を行わないこと。

中国と特に親しい人を特別扱いにすることや日中友好貿易などを特別扱いして優遇することのないようにすることが例として挙げられている。(『私の履歴書』にて)

- ④ 中ソ同盟条約は日本に向けられた条約であるため、廃棄が望ましいこと。
- ⑤ 尖閣諸島の立場堅持。
- (4) 第一回予備会談以降の日本側の報道や論説並びに国会答弁などのまとめ (李、32-33 頁)
 - 共同声明は、その時点での国際情勢に対する認識や政治体制を表明するもので、 国際情勢の変化を超えて締約国を拘束する国際条約には「覇権反対条項」に馴染 まないこと。
 - 覇権の解釈如何によっては、日米安保条約などもアメリカのアジア・太平洋地域に対する覇権を認めるものとして、今後中国側からその解消を求められることになりかねない。想定ではあるが、他国に軍事基地を設けること、民主運動に武力で介入すること、ヴェトナムに対する米軍の介入、台湾問題への介入などが、中国側の解釈で、覇権行為のなかに含まれかねない。
 - 第三国の覇権が認定された場合、中国は武力でそれを排除する可能性があるが、 日本は憲法の建前からそういう立場にない。
 - 日本は善隣友好・全方位外交を外交方針としているにもかかわらず、一方で覇権 反対条項を入れることは、第三国から日本に特定の意図があるように受け取られ かねない。
 - 日本が海外で行っている経済活動まで覇権行動のなかに含まれかねない。日本の 東南アジアに対する経済進出さえも、覇権の解釈如何によっては、中国側から牽 制される理由となりかねない。

- 日中平和友好条約が単なる平和友好的性質のものにとどまらず、軍事的同盟条約 の性質をもつことになるのではないかという懸念がある。
- ◎日中共同声明のなかの「覇権反対条項」をそのまま平和友好条約に入れるべきかどうかをめぐる日中間の対立は、条約交渉の全プロセスを貫いた核心であって、そのため、同条約の締結は約六年間を要した、というのが従来の通説である。

(李、125頁)

Ⅱ 反覇権条項

- (1) 毛沢東の「3つの世界」論
 - アメリカが依然として第1世界=敵 第二世界=友には至らず。(ちなみに第三は 我、仲間)台湾に米軍の駐留が続けられていること+米中国交正常化に向けての展 開が見られないこと(劉・川島、306-307頁)
 - 「当時、中国は米ソ二つの超大国の覇権に反対することで、第三世界を中国のもとに結集しようとしていた。そこから、中国が第三世界をリードして覇を唱えるのではないか、という懸念が出ていた。日中平和友好条約が批准された後間もなく、中国はベトナムへの反撃戦を行った。これに対して日本の民間では、『やはり』(中国は覇権を求めている)という感触を受けた人々も少なくなかっただろう。」(李、189頁)

(2)「反覇権」条項

- 日中国交正常化と反覇権条項
 - ※森田一の日記にて、大平外相が「軍国主義」の扱いについて苦悩した様子が描かれている部分
 - (ア)「反派遣」条項についての大平の考え。
 - →森田「(前略) 日中平和友好条約のときに問題になるのだけど、 大平にそもそも『反派遣』条項が問題だという意識があんまりなかったような 気がしますね。」(森田、119頁)

(イ) 外務省

栗山「北京で最終案を作る時に代表団の中で、中国の反覇権条項案をどうするか議論したのです。結局、条約局として、これは非常に好ましくないと言った。 しかし、コミュニケ全体をまとめるために日本はどこで譲るべきかを考えたときに、これは中国の案を受け入れても、日本はそれほど国益を害することには ならないという判断で、これを受け入れた。それで反覇権条項が入ったのですけれども、識者を含めて、どうも中国の意図に乗せられたのではないかと一般的に言われた。」 (栗山、139頁)

- 覇権の定義 (李、129頁)
 - →1970年代初頭においては定着していなかった。
 - →日中平和友好条約交渉のプロセスの中で中国のいう「覇権」とは? 鄧小平副総理→訪中していた自民党の小坂善太郎議員に

覇権とは「実力をもって他国を侵略、支配、内政干渉、略奪、転覆活動を 行うこと」一般的経済行為は覇権とはいえない。

日米安保条約により米国が日本国内に覇権を確立している、との論議も当たらない。日中領国はそれぞれ社会制度を異にしているので、攻守同盟などあり得ない。

- ※『第七十六回国会衆議院予算委員会議録』第五号、1975年10月24日。
- →日本;「覇権というのは、力をもって国を動かすことであり、力をもって相手 を恫喝することである。」
 - ※『第七五回国会衆議院予算委員会議録』第二四号、1975年6月10日。
- 日本にとっての「反覇権」
 - →「反覇権」;「日中は日中、日ソは日ソ」で日中と日ソの両関係は互いに影響し あうことはないという考え方。日中条約締結にアメリカの意図?事実上の 「反ソ協商」? (若月、2006、331 頁)
 - →「覇権」→著者(李)考;覇権反対が日中両国への「自己拘束」?(李、21頁)
- - ①アジア・太平洋地域だけではなく世界どこでも覇権には反対する。
 - ②覇権反対は特定の第三国に向けられたものではない。
 - ③覇権反対は日中の共同行動を意味するものではない。
 - ④国連憲章の精神と矛盾することは受け入れられない。
 - →中国側;覇権反対に不必要な解釈を加えるのなら急いで結ぶ必要なし。 「覇権」に言及しない平和友好条約ならば、むしろ日中共同声明を遵守したい。
 - →交渉の停滞(2年間)

(若月、2006、108頁/緒方、149-150頁)

● 日中平和友好条約の交渉の妥協点(福田政権下)

- ①日本は覇権反対条項を条約に入れることに同意した。
- ②その代わりに第三国条項を設けることを主張して、中国側が受け入れた。
- ③第三国条項は、日本側が提案した「この条約は、第三国との関係に関する各締約 国の立場に影響を及ぼすものではない」との表現を採用した。(李、116頁; 永野信利『日本外交のすべて』135頁)
- 「覇権反対を約束した日中平和友好条約が締結されたからといって、第三国の覇権行為に日中一致で共同行動をとることを意味しない。言い換えれば、覇権反対は日中両国にとって『道義上』のものになっており、『行動の義務』を課するものではないのである。」(李、114頁)

Ⅲ 尖閣諸島問題

- (1) 1968 年、ECAFE (国連アジア極東経済委員会) による学術調査 → 尖閣諸島周辺の大陸棚に石油資源が埋蔵。国府・中共が関心。
- (2) 日中国交正常化と尖閣諸島
 - →田中角栄、領土問題をはっきりさせたい。周恩来はそれを避けた。 (小異に属するもの)。
- (3) 日中平和友好条約交渉の硬化
 - →機銃で武装した中国漁船の一団が尖閣諸島に接近。十数隻が領海に侵入。海上保安 庁の退去命令も無視。(緒方、156 頁)
- (4) 現狀維持

尖閣諸島、鄧小平の「いままでどおり」(「現状維持」)

→中国;「係争状態」の「現状維持」 日本;「日本の実効支配」の「現実維持」 (李、143頁;注は確認しておくこと。)

4 ソ連の対日接近

(1) 日ソ善隣協力条約の再提案 (高山、119-120頁)

1978年2月22日、ポリャンスキー駐日ソ連大使が福田首相を訪問。ブレジネフ親書を手渡す。翌日、イズベスチャ紙にて ソ連側がまとめた「ソ日善隣協力条約」の 草案全文を掲載。

(同草案は1月に訪ソした園田直外相にグロムイコ外相から渡されたもの)

- (2) 日本側による善隣協力条約草案の批判(高山、124-125頁)
 - ①領土問題が棚上げ。「平和条約」締結がさらに先送りになる可能性
 - ②日中平和友好条約に対するけん制 草案第12条が「反覇権条項」に酷似。
 - ③日米安保体制の空洞化;草案3条=有事の際の緊急協議

参考文献

- 1. 栗山尚一著、中島琢磨・服部隆二・江藤名保子編『外交証言録 沖縄返還・日中国交正常化・日米「密約」』 岩波書店、2010 年
- 2. 森田一 著、服部龍二・昇亜美子・中島琢磨編『心の一燈 回想の大平正芳 その人と外交』第一法規、 2010年
- 3. 岸信介・河野一郎・福田赳夫ほか著『私の履歴書 保守政権の担い手』日本経済新聞出版社、2007年
- 4. 高山智『日ソ関係-領土外交と経済協力』教育社、1978年
- 5. 李恩民『「日中平和友好条約」交渉の政治過程』御茶の水書房、2005年
- 6. 劉傑・川島真「日中国交正常化から中国の改革開放へ」(第 12 章) 川島真・服部隆二編『東アジア国際政治史』名古屋大学出版会、2007 年
- 7. 若月秀和『「全方位外交」の時代-冷戦変容期の日本とアジア 1971~80 年』日本経済評論社、2006 年
- 8. 若月秀和『大国日本の政治指導 一九七二-一九八九』吉川弘文館、2012年